



発信：弁護士法人
シティサンライズ法律事務所
弁護士 浦田 益之
弁護士 和田 恵
弁護士 磯谷 太一
Tel 058-265-1708
✉ info@urata-law.com

[判決こぼれ話]

刑の宣告が判決書と違っていた

1. 公判廷で宣告された判決主文が、
被告人を懲役1年に処する

この判決が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する
となっていたが、その判決書には、執行猶予の期間が3年と書かれていた。
大学の刑法講義で、どちらが効力を持つかと問われたりする。

民事裁判では、判決書の原本に基づいて判決を言い渡すことになっているので（民事訴訟法第
252条）、こんな事態は起こらない。

刑事裁判では、その制約がないため（刑事訴訟法第342条）、判決書ができていなくても、刑
の宣告はできるので、両者の間に齟齬が生じたりする訳だ。

講学上のことかと思っていたら、令和6年4月25日、熊本地裁八代支部でその実例が出たの
で驚いた。

2. 公判期日で判決が宣告されると、主文は外部的に成立し、その内容に応じて、保釈や勾留状
が失効したりする。

そこで、検察官が抗訴し、訴訟手続に法令の違反がありその違反が判決に影響を及ぼすことが
明らかとして、その是正を求めた。

福岡高裁は、令和6年9月3日、この主張に加え、公判期日に宣告された主文と異なる内容
の判決書を作成することは違法であり、かつ、その違法の程度は重大と判断し、原判決を破棄
したうえ、被告人を懲役1年に処する、この判決が確定した日から3年間その刑の執行を猶予
する旨の判決を行った。

なお、高裁の判決が、2週間の経過で確定したら、検察官は交付された判決書の謄本又は抄
本に基づいて判決の執行を指揮する。

他方、判決書は、被告人に交付されることはなく、謄本又は抄本の交付請求をしないと手に入
らない。

この点、民事裁判では、当事者双方に判決書の正本が交付される。

3. 問題は、本ケースは、裁判所の不手際によるものであり、被告人にとっては迷惑このうえな

い話になる。

執行猶予期間が3年に落ち着いたことになるが、結果として、裁判所は、判決の確定（執行猶予の開始）が5カ月弱遅れたことの問題もある。

特別寄稿

「私たちも情報提供します」



大学と記者の「二足のわらじ」

共同通信アグリラボ編集長 石井 勇人（いしい・はやと）

「タリフ・マン（関税男）」を自称するトランプ米大統領が、自由な国際貿易を破壊するような過激な関税引き上げに踏み切った。ある程度は予想できたとは言え、1958年生まれの筆者にとって、物心ついた時から貿易の自由化が進展してきただけに、時代の大きな転換を実感する。

特に、共同通信社の経済記者として米国の首都・ワシントンに駐在していた1990年代前半は「自由貿易」が最も輝いた時期だった。東西冷戦が終わり、難航していた関税貿易一般協定（ガット）のウルグアイラウンド（新多角的貿易交渉）が決着した。世界貿易機関（WTO）が発足し、貿易の自由化が加速しグローバル化が進展した。これに伴って、国内産業は痛みを伴う構造調整を迫られた。日本の場合は農業分野、とりわけ米の国内生産をいかに守るかが、現在に至るまでの政策課題だ。

通商交渉や産業政策を、米国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、欧州など各地で取材している間に、私の関心事は「通商交渉としての農業」から「産業としての農業」に移った。95年に帰国すると、米の交渉責任者だった塩飽二郎元農水審議官（故人）と分担して米国の通商政策に関する大著を翻訳し、「通商戦士 米通商代表部（USTR）の世界戦略」（ステイヴ・ドライデン著 共同通信社）として出版した。

その後、通産省（現・経済産業省）や農水省などを担当しながら、米国の農業を分析した「農業超大国アメリカの戦略」（新潮社）と、環太平洋連携協定（TPP）交渉を検証した「亡国の密約 TPPはなぜ歪められたのか」（同、共著）を出版した。2019年に（一社）共同通信社を退職した後は、子会社の（株）共同通信社に移り、食農情報を専門に扱う「共同通信アグリラボ」を新設して情報発信を続けている。

昨年春からは、公立大学法人・宮城大学（仙台）の食農産業学群特任教授として、内外の食料・農業事情について講義しているほか、自治体、農業団体、学校などからの講演を引き受けている。健康な限り、食農に関する情報を発信し続け、できるだけ多くの人たちと意見交換することで、次世代に恩返ししたいというのが、私の今の望みだ。

次回案内

岐阜放送「ぎふチャン」

浦田益之の言われてみれば… 5月28日（毎月第4水曜日午後4時5分から）